

令和8年第3回中泊町教育委員会会議録

日時 令和8年3月16日（月）

午前9時00分

場所 中泊町役場1階 小会議室1

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第6号 中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について
- 4 議案第7号 令和8年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 5 議案第8号 令和8年度中泊町学校評議員の委嘱について
- 6 議案第9号 令和8年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 7 議案第10号 中泊町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について
- 8 議案第11号 中泊町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- 9 議案第12号 宮越家住宅・資料保存活用検討委員の委嘱について
- 10 議案第13号 町指定文化財「静川園（宮越家庭園）」の指定解除に係る諮問について
- 11 議案第14号 町指定文化財の申請に係る諮問について
- 12 報告第1号 令和7年度中泊町スポーツ賞の受賞者決定に
- 13 報告第2号 令和8年度当初予算の概要について
- 14 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 東山 綾子
委員 角田 龍二、委員 坂本 拓也

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 山田 彰広、課長補佐 白崎 春樹

【署名委員】

委員 東山 綾子、 委員 坂本 拓也

(午前9時00分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達していますので、これより令和8年第3回中泊町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、9議案、2報告、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、東山 綾子 委員、坂本 拓也 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本会議の会期は、本日1日と決定しました。

<議案第6号>

○教育長 日程第3、これより「議事」に入ります。

議案第6号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第6号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和8年度の事務局職員の定期人事異動については、かねてより町長部局と教育長が調整を重ね、今回お示ししているものが出入りに関する内示になります。

—— 人事異動の資料により、教育委員会の出入りについて説明 ——

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

<議案第7号>

○教育長 日程第4、議案第7号「令和8年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第7号「令和8年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条第1項及び第2項において、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことと規定されており、中泊町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3条に基づき、中泊町教育委員会が委嘱することとされています。

お示ししている名簿が委嘱する方々になりますが、今年度と同じ方であり、いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

<議案第8号>

○教育長 日程第5、議案第8号「令和8年度中泊町学校評議員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第8号「令和8年度中泊町学校評議員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案は、中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第25条において、各学校に学校評議員を置くことと規定されており、中泊町学校評議員運用規程第4条に基づき、中泊町教育委員会が委嘱するものであります。このたび、令和8年3月3

1日をもって任期が満了となることから、後任の評議員委嘱についてお諮りするものです。

なお、名簿の方々は、同規程第4条第2項の規定に基づきあらかじめ学校長から推薦された皆さんであり、令和7年度から中里中学校1名の評議員が変更となっております。その他の皆さんは同じ推薦状況となりました。中里中学校の1名は、同校の元PTA会長を務めておられた方です。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第6、議案第9号「令和8年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第9号「令和8年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本推進員につきましては、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域とのつながりを深めて地域づくりを促進することを目的とし、社会教育法第9条の7第1項及び中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動推進員を設置するものであります。

このたび、令和8年3月31日をもって現推進員の任期が満了となることから、後任の推進員の委嘱についてお諮りするものです。なお、同要綱第5条の規定により、各校から後任の推進員について推薦をいただいております。議案の名簿に掲載されている方々は、学校から推薦があった方になり、結果として今年度と同じ方が推薦されております。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしく

お願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

<議案第10号>

○教育長 日程第7、議案第10号「中泊町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第10号「中泊町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

文部科学省が進める「部活動の地域移行」を推進するために設置している本委員会ですが、令和7年5月16日に公表された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」において、改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することとされたことから、本設置要綱を一部改正するためにお諮りするものです。

具体的には新旧対照表をご覧くださいと思いますが、要綱名も含め、「地域移行」を「地域展開」と改める改正が主なものになり、第1条については文言を整理し、段階的に地域展開を進めることを明確化しました。

なお、本委員会委員への報酬支給根拠となっている「中泊町報酬及び費用弁償に関する条例」につきましては、令和8年第1回中泊町議会定例会において、名称及び報酬額の改正が承認されております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第11号＞

○教育長 日程第8、議案第11号「中泊町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第11号「中泊町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

部活動の地域展開につきましては、先ほど改正をご承認いただきました要綱に基づいて検討委員会を組織し、西北五地区では初めて土日の一部部活動を展開するなど、早くから取り組んできているところでもあります。そのなかで、競技力向上を主目的としたチーム等との区別や、指導体制の質の担保等の観点から、地域クラブ活動の認定制度を整備するために本要綱を制定するものです。

文部科学省では「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示しており、今回提案する制度は基本的にそちらに基づくものとなります。

第2条では認定要件を規定し、休養日設定や保護者負担額、指導体制などを基準に照らして認定する旨を記載しています。第3条から第5条までは認定の手続き、第6条では認定の期間、第7条及び第8条では変更・休止の手続き、第9条及び第10条では認定取り消し関係、第11条及び第12条では、教育委員会がクラブに対して行う助言や支援について、それぞれ規定しております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

<議案第12号>

○教育長 日程第9、議案第12号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員の委嘱について」及び日程第10、議案第13号「町指定文化財「静川園（宮越家庭園）」の指定解除に係る諮問について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、宮越委員は議事に参与することができませんので、宮越委員の退席を求めます。

（退席後）それでは、日程第9、議案第12号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第12号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本委員につきましては、宮越家住宅・資料の保存活用を図るために設置されるものであり、同委員会設置要綱第3条に基づき、「文化財について専門的知識を有する者」「学識経験を有する者」「その他教育委員会が適当と認める者」のうちから10人以内で、教育委員会が委嘱することとなっています。このたび、令和8年3月31日をもって現委員の任期が満了となることから、後任の委員についてお諮りするものです。

後任の委員につきましては名簿記載のとおりであります。1番から8番までの委員につきましては現委員の再任になります。9番の委員は空白となっておりますが、従来は尾別集落の行政連絡員が委嘱されておりました。確認しましたところ、現委員の方が行政連絡員の任期を更新せず、新しい行政連絡員になる予定となっていることから、空白となっているものでございます。こちらにつきましては、決定次第、委員会にお諮りしたいと存じます。

いずれの方も、区分記載の分野に精通している方々であり、適任であると存じますのでよろしくお願いたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

<議案第13号>

○教育長 日程第10、議案第13号「町指定文化財「静川園（宮越家庭園）」の指定解除に係る諮問について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第13号「町指定文化財「静川園（宮越家庭園）」の指定解除に係る諮問について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

指定を解除する背景ですが、諮問書の「諮問理由」のとおりでもあるのですが、2月17日に国指定名勝として官報に告示されたことにより、宮越家「静川園」は国の文化財として管理されることとなります。二重に指定している場合、たとえば現状を変更するときに町と国2か所に対して申請することになり、それぞれの判断が違う場合も考えられます。国の文化財の場合は、上位である国の判断が優先されるのが通常であり、二重に指定しておく必要性は全くないことから、上位指定となった場合は下位の指定を解除することが通例となっております。

町文化財保護条例第11条第1項第4号では、「法又は県条例により指定を受けたとき」に、教育委員会はその指定を解除することができることとされており、同条例第12条では「教育委員会は、前2条の規定により文化財を指定し、又は指定を解除しようとするときは、審議会に諮問しなければならない」とされていることから、指定解除について町文化財審議会に諮問するものです。

なお、文化財審議会は今月26日に開催予定となっております、解除について問題がない旨の答申があれば、教育委員会4月会議において指定解除の議案をお諮りする予定です。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

宮越委員の入室を許可します。

<議案第14号>

○教育長 日程第11、議案第14号「町指定文化財の申請に係る諮問について」を議題に
します。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第14号「町指定文化財の申請に係る諮問について」ご説明いたします。
議案書をご覧ください。

このたび、町指定文化財として指定するよう申請がありました。申請されたのは「阿
弥陀如来像貞伝金仏（あみだによらいぞうていでんかなぼとけ）」でございます。

この仏像ですが、陸奥新報に掲載された「津軽の街と風景」―「貞伝の仏像巡る信
仰」（中泊町博物館長 齋藤淳）によると、今別町本覚寺の第5世住職「貞伝」上人が
享保15年（1730年）に製作したとされ、同上人が若かりし頃に修行した弘前市
の浄土宗誓願寺（せいがんじ）の本堂復興に当たり、像を1万体制り、浄財と引き換
えに信者へ与えたとされています。一般に携帯用のお守りとして利用され、中泊町に
は多数の貞伝仏が残っており、発見されたものはいずれも町指定文化財となっております。

なお、先ほどもご説明いたしましたが、町文化財保護条例第12条では「教育委員
会は、前2条の規定により文化財を指定し、又は指定を解除しようとするときは、審
議会に諮問しなければならない」とされていることから、本申請について指定が適当
かどうか、町文化財審議会に諮問するものです。

こちらにつきましては、これから調査が必要になりますので答申はしばらく時間
がかかりますが、指定について問題がない旨の答申があった段階で、教育委員会会議
において新規指定の議案をお諮りする予定です。

以上、本議案のご説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

<報告第1号>

○教育長 日程第12、報告第1号「令和7年度中泊町スポーツ賞の受賞者決定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第1号「令和7年度中泊町スポーツ賞の受賞者決定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

中泊町スポーツ賞受賞者の決定につきましては、1月の教育委員会会議においてご審議いただいているところですが、その後追加の申請があり、表彰規則に該当するかどうかの審査を行い、教育長決裁で表彰者の追加を決定いたしましたので、ここにご報告するものです。

追加決定しました方は奨励賞1名で、県民スポーツ大会ウエイトリフティング競技で活躍された方になります。県大会優勝を果たしており、実績として表彰するにふさわしいことから追加いたしました。

以上、ご報告といたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<報告第2号>

○教育長 日程第13、報告第2号「令和8年度当初予算の概要について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第2号「令和8年度当初予算の概要について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和8年度の当初予算ですが、去る3月13日、令和8年第1回中泊町議会定例会で承認されたところです。教育委員会所管の予算につきましては、一部、第8款の土木費にも運動公園管理費がございますが、第10款教育費の総額は7億2,355万4千円となり、前年度当初と比較しますと2億7,373万3千円、率にして27.4%の大幅な減となっています。これは、パルナスの改修事業予算を令和7年度の繰越としたことから、令和8年度予算に計上されないため、大幅な減となったものであります。また、町全体の歳出に占める割合は9.1%となり、昨年度から2.3%の減となりました。なお、予算は歳入もありますが、歳出について概要をご説明したい

と思います。順を追って説明しますので、次のページをご覧ください。

まず、第8款 土木費の中にある「公園費」ですが、こちらは運動公園にかかる経費になります。昨年は乗用草刈機を購入しましたが、今年度は通常どおりの予算になります。

次のページをご覧ください。ここからは第10款 教育費になります。教育委員会の予算は、ほぼこちらから支出されます。

まず先に学校教育関係の予算になりますが、主立ったものでは、「事務局費」に、公設塾やメタバースのほか、統合型校務支援システム導入が完了したことによる維持管理経費などが計上されております。なお、統合を見据えて校務支援システムは中里中学校とこども園に導入しております。「学校建設費」では、中里地域義務教育学校改修基本・実施設計業務に2,522万5千円を計上したほか、一時移転する旧中里高校の改修費用2,687万3千円を計上しております。なお、中里高校の一時移転につきましてはまだ見積切れていない部分がありますので、6月補正予算で全体の経費を計上したいと考えております。

次に、小学校費の「学校管理費」では、スクールバス運行・特別運行業務に3,417万2千円、小中一貫校費の「学校管理費」には、スクールバス特別運行費用として292万1千円を計上しました。

次のページをご覧ください。

こちらは社会教育・社会体育分野の予算になります。主立ったものでは、社会教育総務費に弘前大学で行われる社会教育主事講習の受講費用として7万7千円、「文化財保護費」には、国指定名勝となった「静川園」の保存活用計画策定費用として250万7千円、芸術文化振興費では「わらび座」公演実施にかかる費用122万1千円などを計上しております。こちらは文化庁の補助金（100%）を活用して、中学校も今回は参加させて実施する予定です。なお、総合文化センター費ですが、先ほども申し上げたとおり令和7年度の繰越事業となるため予算は計上されておりませんが、「屋上防水シート改修」「外壁改修」「可動椅子改修」「浄化槽微細目スクリーン改修」などが行われる予定となっております。

そして保健体育費ですが、「保健体育総務費」に部活動の地域展開に係る謝金等の費用414万1千円、国スポ「炬火イベント」費用として50万円を計上しております。炬火イベントは、火をおこして採火するイベントで、風力発電を使って火をおこす予定です。次に学校教育の分野になりますが、「学校給食センター費」に殺菌保管庫・配

送車購入費用として1,593万3千円、高騰が続く賄材料費は3,488万8千円としました。なお、今年度から国と県で給食に対する保護者負担費用の支援が行われ、小学校分については就学援助費分も含めた支援になり、中学校分に関しては就学援助費分を除いた部分について県が支援するという枠組みに変わっております。なお、交付限度額は2,578万円となっています。いずれの場合でも保護者負担は発生しません。

次のページをご覧ください。

最後の「海洋センター費」につきましては、センターインストラクター育成研修参加旅費として68万8千円を計上しております。

以上、簡単ですが予算のご説明といたします。よろしく申し上げます。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

○角田委員 メタバース（英語）の効果は表れているものですか。

○教育課長 最近出た評価ですと、年度当初から年度末のテストの結果が、平均で5.5ポイント上がっています。特に喋る方のポイントが上がっており、スピーキングテストを実施していますが、明らかに効果があることが証明されたと思います。

○角田委員 公設塾の効果はいかがですか。

○教育課長 受講生の3割は成績が上がってます。

○教育長 公設塾もメタバースも1年目であり、今後業者も指導を工夫して2～3年でもっと成果がでてくるものと思っています。

他に質問ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第14、その他として何かありますか。

○教育課長 スポーツ功労賞の授与について

先日亡くなった、故 小山内 誠 氏 にこれまでの功績を称えスポーツ功労賞の授与を考えている。

○教育長 子育て支援関連県補助金について

補助金の使い道について検討。

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和8年第3回中泊町教育委員会会議を閉会します。

(午前10時15分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 東 山 綾 子

署 名 委 員 坂 本 拓 也

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 山 田 彰 広